

「就任にあたって」

岩手県中小企業団体中央会

専務理事 平澤 石郎



去る5月13日の通常総会及び理事会で選任され、50年を超える歴史ある岩手県中小企業団体中央会の専務理事に就任させていただくこととなり、光栄に存じております。会員の皆様のご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

本会は、本県経済の中核を担っている中小企業の組織化を通じて、県内中小企業の活性化に中心的な役割を果たすことが求められておりますが、現下の中小企業や組合を取り巻く社会経済環境は、サブプライムローン問題に端を発する米国発の金融不況の大波が世界中に波及し、日本においては、今年1月～3月の国内総生産(GDP)速報値が年率換算で15.2%減と戦後最大の減少率になり、また、08年度は初めての4・四半期連続のマイナス成長となったことを政府が5月20日に発表しました。さらに、メキシコに発生した新型インフルエンザが瞬く間に世界中に広がり、日本でも高校生を中心に罹患者が急増し、社会経済活動に影響が及びました。IT技術の進化などによって人・金・モノ・情報などは世界中を短時間に大量に流れるようになり経済規模の拡大が進展してきましたが、今回の問題はこれまでの経済金融システムに潜んでいた欠陥を露呈するとともに、社会や企業における先を見通した危機管理の難しさを改めて示したように思います。県内におきましても全国と同様に極めて厳しい経済状況下にありますことは会員の皆様が日々実感しておられることでしょう。戦後これまで経験したことがないこのような困難で厳しい環境にあり、また、今後も人口減や高齢化は全国を上回って進むとみられる本県におきましては、個々の企業では不足している経営資源を他の企業との連携により補完し合う組織化の意義はより増大しております。また、経営革新や経営基盤の強化は企業経営の古くて新しい常に重要な課題でありましょう。それだけに本会に対する期待は大きなものがあると受け止めております。

この美しい黄金の国ふるさと岩手の未来に向けて、鈴木会長の指導のもと会員の皆様のご要望・ご意見・ご期待にしっかりと対応し、信頼される本会を目指し、微力ではありますが全力で取り組んで参りたいと考えております。

会員の皆様をはじめ、岩手県、各市町村、各関係機関の皆様のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

## 第54回中央会通常総会を開催

本会の第54回通常総会が5月13日（水）盛岡市のホテル東日本で開催された。会員524人中287人（委任状を含む）の出席を得たほか、岩手県知事をはじめ関係各機関から来賓多数のご臨席をいただいた。議事では、上程された全7議案が原案通り、満場一致により可決決定された。

平成21年度の事業計画では、予算枠抑制の中、「組合機能の強化と共同事業の活性化」、「連携による付加価値の創造」、「組合員企業の活性化と経営革新」を重点項目とし、県内中小企業が経済不況を乗り越えるための支援・指導を強化する。

巡回指導の強化をはじめ、組合及び組合員の経営基盤の強化、新事業創出・農商工連携の推進、新事業展開や新分野進出等の経営革新、地域産業・経済の振興を果たす中小企業組合の組織化を推進する。

事業実施にあたっては、組合及び組合員との関係強化のもと、行政のほか関係機関とのネットワークにより迅速かつ効果的な事業活動の展開を図る方針である。

また、千葉俊明専務理事退任に伴う補充選挙においては、新たに平澤石郎（ひらさわ いしろう）氏が理事に選出され、専務理事に就任した。



【祝辞を述べる岩手県商工労働観光部 廣田部長】

### 重点項目

#### 1. 組合機能の強化と共同事業の活性化

組合が中小企業の競争力強化のための組織であり続けるためには、組織の有効性に加えて、既存の共同事業や運営体制等の見直しと新たな共同事業の展開が必要であり、組合機能の充実・強化と共同事業の活性化を積極的に支援する。

#### 2. 連携による付加価値の創造

地域経済の活性化を図っていくためには、中小企業が有するあらゆる“力”を最大限に引き出し、高い付加価値を生み出す中小企業をより多く創造していかなければならない。

新たな付加価値を創造する新商品又は新サービスの開発や需要の開拓等の事業展開のためには、異業種・異業態の企業等と相互に経営資源を補完した効率的・スピードある連携活動が重要であり、国の「新連携」、「農商工連携」、「地域資源活用プログラム」、「ものづくり高度化」等や県の「いわて希望ファンド」、「いわて農商工連携ファンド」を活用し、中小企業の連携活動を積極的にコーディネートし中小企業における付加価値を創造する取り組みを支援する。

#### 3. 組合員企業の活性化と経営革新

窓口・出張・移動相談を通じ、組合員企業等が抱える経営基盤の強化、新事業展開等の経営課題にあった専門人材を派遣し、オーダーメイドの解決支援を行い経営の革新や経営力の向上を図るとともに、企業における雇用の維持・拡大を図っていく。

### 事業計画の概要（抜粋）

#### 1. 組合等の指導事業

(1)巡回指導 (2)相談業務 (3)小企業者組合等指導 (4)個別専門指導

#### 2. 組合機能強化・共同事業活性化事業

(1)ミニ診断の実施 (2)連携組織円滑化支援事業 (3)組織新生推進事業 (4)下請取引適正化推進事業  
(5)組合強化育成事業 (6)外国人・技能実習制度円滑化対策事業

#### 3. 連携による付加価値の創造

(1)新連携等創出企業交流促進事業 (2)若手経営者等連携促進育成事業

#### 4. 組合員企業の活性化と経営革新

経済産業省の「地域力拠点」として地域の中小企業の経営力の向上、新事業の展開（農商工連携・地域資源活用等）創業・再チャレンジ等の様々な課題解決に対して相談事業、専門家派遣事業、情報提供事業等を通じて支援を展開する。また、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画策定並びに策定後の取り組みについて支援するとともに、経営革新計画策定支援及び経営基盤強化支援の実施に向けその啓蒙普及を行う。

## 5. 新規組合設立促進

(1)雇用創出企業組合組織化推進事業

## 6. 組合等に関する交流及び研修事業

(1)役職員等講習会 (2)特定問題研修会 (3)特定問題研究会 (4)中小企業組合士交流会

## 7. 全国中央会助成事業導入支援

(1)活路開拓調査実現化事業 (2)自主研修事業 (3)Web 構築支援事業 (4)研究集会

## 8. 組合等に関する調査事業・情報提供事業

(1)労働事情実態調査 (2)景況調査 (3)情報連絡員制度 (4)機関誌発行 (5)組合資料収集加工事業  
(6)官公需に関する情報収集・提供

## 9. 組合等の振興対策事業

(1)中小企業団体岩手県大会の開催 (2)金融対策 (3)労働対策 (4)各種共済制度普及促進

## 10. 受託事業

(1)一関市成功店モデル創出波及事業 (2)宮古市成功店モデル創出波及事業 (3)中小企業地域資源活用支援事業

## 第8回 岩手県中小企業振興奨励賞受賞

第54回通常総会において、『岩手県中小企業振興奨励賞』の授賞式が行われた。

この奨励賞は、第52回中小企業団体全国大会の岩手県開催を契機に設置された中小企業振興基金を活用し、県内中小企業の発展に寄与した組合に与える表彰制度で、今年で第8回目を迎えた。

表彰の対象となるのは、社会貢献、環境・エネルギー、新事業創設、後継者育成、中小企業の振興等の分野の中から特に顕著な取り組みを行った本会の会員組合で、今回は以下の2組合を表彰した。

受賞組合	安比高原サッカー場協同組合
	
理事長	立花 徳彦
主な共同事業	共同施設(サッカー場、クラブハウス)の建設及び管理運営
受賞理由	組合で天然芝のサッカー場5面とクラブハウスである安比高原スポーツパークASPA(アスパ)を整備し、民宿を経営している組合員の宿泊客に利用してもらうことで夏季期間の新たな宿泊客の獲得に成功。年間約15,000人利用者があり、合宿、大会開催地として広く認知される。組合員企業の業績の向上、経営革新、地域経済の振興に大きく貢献した。

受賞組合	協同組合気仙ファーマシー
	
理事長	金野 亨
主な共同事業	調剤用医薬品等の共同購買 共同施設(モデル保険薬局)の設置・管理運営、医療廃棄物処理
受賞理由	平成14年からの地元県立病院の員外処方せん発行に伴い、組合員(保険調剤薬局)が取り扱う注射針等の医療廃棄物の適正処理を実施している。在宅患者から排出されるインシュリンの注射針等が一般ゴミと一緒に廃棄されることによる「針刺し」等の事故を未然に防いでいる。 全国に先駆け、組合事業による医療廃棄物に関する事故を未然に防ぐための事業を組合事業として構築し、業界、患者、行政に対し大きく貢献した。



## 平成 21 年度 市町村ネットワーク会議開催

中央会では、新事業年度の開始にあたり、本会職員と県経営支援課及び市町村担当者が会し、お互いの意思疎通を図り、各市町村における中小企業を取り巻く状況や本年度の中小企業関連重点事業に関する情報の交換及び共有化を行い、県内中小企業者の発展、ひいては地域経済の活性化に資することを目的として、標記会議を開催した。

本会専務理事の挨拶の後、本会事業説明として、平成 20 年度事業実施状況、及び平成 21 年度重点事業の概要について説明を行い、特に官公需適格組合制度について理解を求めた。併せて、今年度から新設を予定している「市町村情報連絡員制度」についての趣旨説明を行い、出席された皆様よりご理解をいただいた。



続いての懇談の部では、平成 21 年度県及び各市町村の重点施策、及び各市町村における新たな事業展開等の動きについてご発言をいただいた。各市町村ご担当者からの主な発言内容は以下の通り。

- 農商工連携で難しいのは「農」をいかに取り込むかが問題である。
- いろいろな案件が今後出てくると感じているので、規模の大小やレベルの高低にかかわらず中央会と協力してやっていきたい。
- 「成功店モデル創出・波及事業」を実施している。商業分野から地域貢献していければと思っている。
- 今年度より商業と観光が組織再編で 1 つになった。商業と観光を組み合わせ地域の活性化につなげていきたい。
- 三セクの弱体化や法改正に伴う民営化等の問題がある。いろいろ考えているが今後は中央会とも連携して進めていきたいと考えている。
- 昨年の中ごろから、様々な業種で昨対比 4~5 割減という状況を聞いている。(3 月に金融機関からのヒアリング) 現在は年末・年度末を対象とした県の安定化資金で落ち着いているようだが、今後は仕事の受注を増やしていかなくてはならない。
- 外貨獲得や地域の空き店舗対策が喫緊の課題となっているので、解決に向け連携していきたい。
- 農商工連携による地域ブランドの開発をしていきたいと考えている。今年度は近隣市町村と連携して広域的に活動していきたい
- 商工担当の仕事のメインはイベントと観光となっており、中小企業振興についてはボリュームは多くない。中央会の事業を活用して中小企業振興を図っていきたい。
- 連携ということでは、「農」と「観光」という連携を過去に試みた。今後もしろいろな連携を求める動きがあるのではと思っている。

岩手県商工労働観光部経営支援課新事業団体支援グループ 千田 貴浩氏より、「各方面より提供いただいた情報を的確に把握し、施策の立案・実施の参考にしたい。情報連絡員制度を活用して連携を密にしていきたいと考えている。」と総括をいただき、平成 21 年度市町村ネットワーク会議を閉会した。

### 市町村連絡員制度とは

県内の各市町村における中小企業者が抱える経営上の課題や新たな事業展開及び組織化等の動きを随時把握し、本会支援事業の活用を促し、もって、中小企業者の経営力の向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする制度。調査期間及び連絡方法は 4 月から 2 ヶ月毎の状況について翌月 10 日までに E メールで提出いただく。

## 成功店モデル創出波及事業(ウルトラD)を3地区で開催

### 事業の目的と実施概要

本会では、魅力ある商店街実現のため、商店街を形成する個店の魅力向上、商店街の活性化手法の修得に向け、店舗の魅力向上に係るノウハウの共有を図り、商店街活性化に繋げることを目的に、平成17年度から成功店モデル創出波及事業（通称：ウルトラD）実施しており、毎年度対象となった店舗は高い実績と成果が得られてきた。

本年度は岩手県商店街振興組合連合会が実施主体となって釜石市で、また一関市及び宮古市の予算措置を受けて中央会が両市で、計3地区で実施



する。

専門家にはウルトラD提唱者である福島市在住の中小企業診断士高橋幸司氏を招聘して、事業説明及び専門家によるセミナーを兼ねたスタートアップ研修会を皮切りに、3店または4店舗を公募のうえ、対象店舗を決定し、以降3ヶ月または4ヶ月間の間に月1回の頻度で個店指導及び個店指導対象店舗によるサークル研修（参加店舗全体会議）を実施する。

その間、月ごとの売上額、客数、客単価の3項目について前年実績対比により検証するほか、各店舗は月初に「やってみたいこと」を掲げ、月末にその行動結果とそれによる成果について専門家に報告し、それに対して更に専門家からアドバイスが届けられる。

また臨店指導終了後には、対象店舗による「成果報告会」を開催し、ウルトラDを通じて得られたノウハウと成果について発表し、その普及を図ることとしている。

さらに、事業実施期間中は「通信コンサルティング」により随時専門家に相談し、メールやファクスでアドバイスが受けられるなど、その指導内容は非常に密度の濃いものとなっており、今後とも各地区で元気なお店が創出され、商店街全体への波及が大いに期待されている。



各地区の実施スケジュールは以下のとおり。

	釜石地区	一関地区	宮古地区
実施主体	岩手県商店街振興組合連合会	一関市 (中央会へ委託)	宮古市 (中央会へ委託)
対象店舗数	3店舗	4店舗	3店舗
スタートアップ研修会	5月	5月	6月
臨店指導、サークル研修 通信コンサルティング	6月～8月 (指導回数3回)	6月～9月 (指導回数4回)	8月～10月 (指導回数3回)
成果報告会	9月	10月	11月

# 2009年版 中小企業白書の概要 vol.1

経済産業省・中小企業庁では2009年中小企業白書を発表した。本年は、第1章が「2008年度における中小企業を巡る経済金融情報」、第2章は「中小企業による市場の創造と開拓」、第3章では「中小企業の雇用動向と人材の確保」となっており、中小企業のイノベーションと人材の確保について取り上げるとともに、100年に1度といわれている経済不況において中小企業が直面している課題等について分析等が行われている。

本稿では、その概要について抜粋により紹介する。

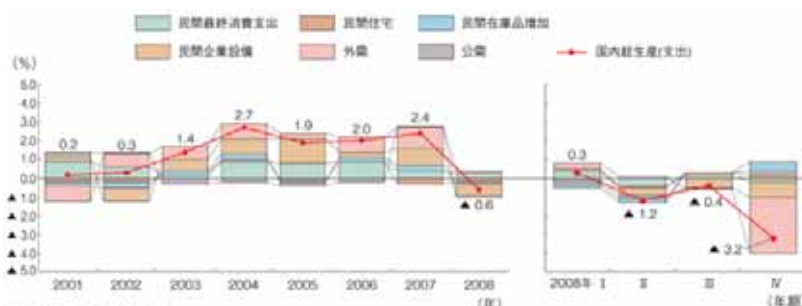
## <第1章> 2008年度における中小企業をめぐる経済金融情報 世界的な金融危機と我が国経済情勢の悪化

米国発の世界的な金融危機が発生し、2007年夏のサブプライム住宅ローン問題の発生以降、下落し始めていた世界各国の株価は、2008年夏のリーマン・ショックを契機に、日本の株価を含め大幅に下落し、世界的な金融危機へと拡大し、世界経済は急速に減速した。

我が国経済は、海外経済の減速により、輸出が大幅に減少。2008年10月から4ヶ月連続で貿易収支が赤字。実質GDPは3四半期連続のマイナス成長となり、特に

2008年10-12月期は前期比 3.2%(年率12.1%)と第一次石油危機依存の急減を記録した。

景気が急速に悪化する中、多数の非正規労働者の雇止めが生じるなど雇用情勢も急速に悪化している。



資料：内閣府「国民経済計算」  
(注) 1. 実質GDPは2000年基年連鎖価格GDP。  
2. 四捨五入の関係上、各項目の寄与度の合計は必ずしも国内総生産(支出側)の増加率には一致しない。

図1：実質 GDP 成長率と寄与度

### 中小企業の景気動向

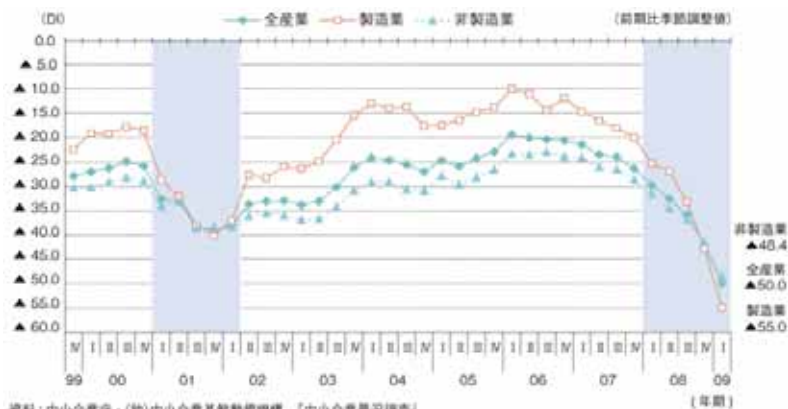
世界経済の減速に伴う輸出の急速な減少など、経済環境が厳しさを増し、中小企業の業況感は急速に悪化している中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」によると、小規模企業を含めた中小企業全体で非常に厳しく、業況判断DI(前期と比べて「好転した」と回答した企業数から「悪化した」と回答した企業数を引いた値)は、2006年4-6月期から2008年1-3月期までの8四半期連続で緩やかに低下を続けていたが、2008年1-3月期後、急激に低下している。

昨年前半まで、収益環境を大きく圧迫した原油・原材料価格の上昇は、価格転嫁が難しい下請け企業をはじめ、中小企業へしわ寄せが及んだ。収益環境の悪化は仕入れ価格の服感からやや緩和しているものの、景気の急速な悪化による売上単価の下落圧力は高まっており、収益環境は依然として厳しい状況である。

輸出減少に伴う大手製造業者の減産を受け、特に下請中小企業(製造業)業況感は急速に悪化。

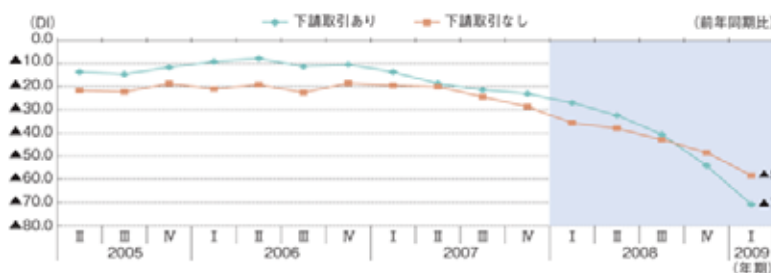
自動車など輸出企業の急速な減産が、

中小企業に対して取引数量の減少と取引単価の低下を惹起。今後、取引単価の下落を見込む中小企業は、足もとで取引単価が下落している中小企業よりも多くなっている。



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」  
(注) 1. 業況判断DIは、前期と比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。  
2. 前期比季節調整値。

図2：我が国の中小企業の業況判断DIの推移



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」再編加工

図3：下請取引の有無別に見た中小企業(製造業)の業況判断DIの推移



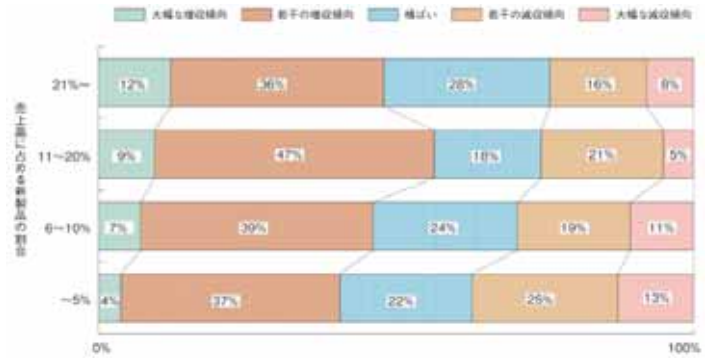
こうした状況を踏まえ、政府としては、下請取引の適正化を図るため、下請代金法の厳正な運用を行なうとともに、2008年4月に新たに設けた「下請かけこみ寺」においてのきめ細かな相談の実施や、中小企業に対する30兆円規模の資金繰り対策、売上減少のしわ寄せを受けやすい下請事業者への対策など、中小企業対策の実施に注力してきた。しかし、我が国経済の先行きへの不透明感は強く、今後とも、中小企業の動向を十分注視していくことが必要であるとしている。

## <第2章> 中小企業による市場の創造と開拓 中小企業のイノベーション

### (1) 中小企業にとってのイノベーションの重要性

内外需が減少する中、中小企業はかつて無い厳しい経営環境におかれているが、売上の維持・拡大を図るために、変化する市場ニーズの把握、中小企業の強みを活かした製品・サービスの開発・供給、販路の拡大等に取り組むなど、中小企業のイノベーションを進めることが重要であるとしている。

中小企業が売上の維持・拡大を図るためには、市場環境の変化への対応、製品・サービスの開発等への普段の取り組みが重要と考えられている。現実として、新製品の割合が一定程度高い中小企業は、売上高が増加している企業が多い傾向にある。



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「企業の創意工夫や研究開発等によるイノベーションに関する実態調査」(2008年12月)  
(注) 中小企業について集計している。売上高の傾向は直近3年間について示している。

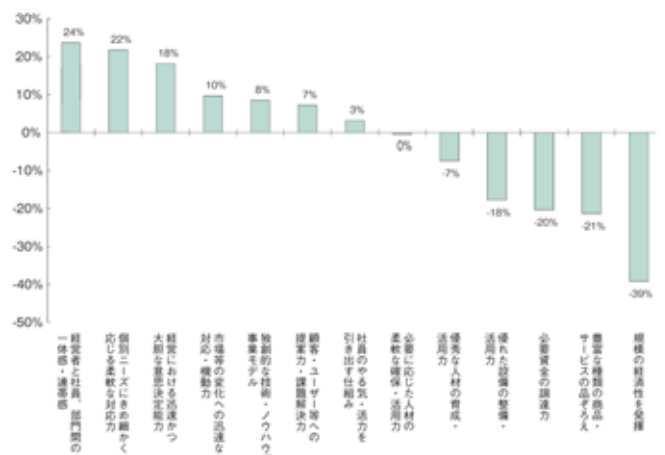
図4：売上高に占める新製品の割合と売上高の傾向

### (2) 中小企業のイノベーションの特徴

中小企業にとってのイノベーションは、研究開発を通じた技術革新だけでなく、創意工夫、ひらめき等をきっかけとした新たな製品・サービスの開発、生産方法の改善、販路の開拓など、自らの事業の進歩を実現することを広く包含している。日頃からビジネスの種を探したり、生産工程の改善や経営資源の有効活用を考える中で生まれたアイデアや創意工夫が、イノベーションのきっかけとなった事例も多い。

### (3) イノベーションが活発な分野での中小企業の役割

環境、バイオ、IT、医療・福祉等の成長分野でも、中小企業の役割は重要である。さらに、中小企業の設備面の省エネ対応(プロセス・イノベーション)は、資金不足のために十分に行なわれていない。国内CDM(クリーン開発メカニズム：Clean Development Mechanism)



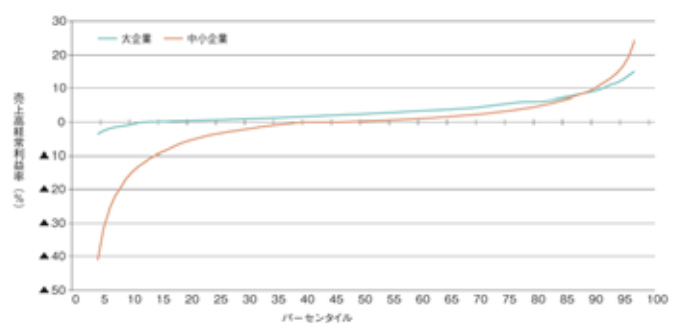
資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「企業の創意工夫や研究開発等によるイノベーションに関する実態調査」(2008年12月)  
(注) 回答者を中小企業、大企業の2グループに分類したうえで、各々の項目で「優れている」「やや優れている」と答えた回答数を集計し、全項目の合計が100%になるように各グループ間で配分。その後、各々の項目において「[(中小企業グループの点数) / (大企業グループの点数) - 1]」を算出し、この値が高いものを「中小企業が相対的に優れていると考えている項目」とした。

図5：中小企業が考える自社の相対的な強み・弱み

### (4) 中小企業の強みと収益力

中小企業の強みは「経営者と社員との連帯感」、「個別ニーズにきめ細かく応じる柔軟な対応力」、「経営における迅速かつ大胆な意思決定能力」等と認識されている。実際、中小企業の上位12%の利益率は、大企業の上位12%の利益率を上回っている。中小企業は、強みを活かすことを通じ、高いパフォーマンスを上げることができる潜在力を有している。

今回は、第2章中盤以降及び第3章について紹介する。



資料：財務省「法人企業統計調査」再編加工  
(注) 1. 2007年度の値。  
2. パーセンタイルは、売上高経常利益率の順位を下から数えて、その順位が全体のうちの「下位(1) %以上(未満)」の範囲内に位置する企業数を意味している。ここでは、4.5%~9.7%について示している。

図6：企業規模別の売上高経常利益率の分布

2008年版中小企業白書より要約及び抜粋  
詳細は中小企業庁ホームページ  
<http://www.chusho.meti.go>

# 「経済危機対策」における中小企業対策について

平成 21 年 4 月 10 日、「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において、経済危機対策がとりまとめられた。対策の中身は、内需の下支えによる「底割れ」を防止し、失業対策、多年度対応も視野に入れ、事業費全体では 56.8 兆円程度の対応を行う。経済効果としては今年度実質 GDP 成長率の 2%程度押し上げ、需要拡大による 40～50 万人程度の雇用創出等である。

具体的な施策は 4 つの柱に分かれており、  
 . 緊急的な対策「底割れの回避」、  
 . 成長戦略「未来への投資」、  
 . 安心と活力の実現「政策総動員」、  
 . 税制改正 となっている。

今回は、同対策でも中小企業に関連する主立った対策を紹介する。

## ・緊急的な対策「底割れの回避」

### 1. 雇用対策

- (1) 雇用保険を受給していない離職者が職業訓練を受ける間、生活可能なように月 10～12 万円の給付と貸付（上限 8 万円）を行う「訓練・生活支援給付」制度の創設（3 年間の緊急措置）。
- (2) 従業員を解雇せず、休業等により雇用維持に努める企業の助成金（雇用調整助成金）の充実、解雇等を行わない企業や障害者に関する助成率の引き上げ、残業を大幅に削減し、解雇等を行わない企業への 1 人当たり最大 45 万円支給等による、ワークシェアリングに取り組む企業への支援等。  
機関誌「ネクサス」5月号（ 569）主要記事「雇用関係助成金の拡充、新たな奨励金の創設」を参照
- (3) 派遣先による中途解除に伴う損害賠償の確保等、安易な派遣切りの防止等、派遣労働者の保護の強化。妊娠・育児休業等の取得を理由とする解雇等、不利益な取り扱いへの相談対応、内定取り消し実施企業の名称の公表等を行う。

### 2. 金融対策

- (1) 緊急保証の枠を 30 兆円規模まで拡大、据置期間の 2 年延長の他、無担保でも 8,000 万円を超える保証や普通保証で最大 2 億円まで信用保証協会の 100%保証を受けられる制度への対応。
- (2) 日本政策金融公庫が行うセーフティネット貸し付けの融資額を 9 兆円から 12 兆円に拡大、商工組合中央金庫の行う危機対応融資を 0.9 兆円から 3.3 兆円に拡大。
- (3) 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）は、融資限度を 1,000 万円から 1,500 万円へ、返済期間は運転資金 5 年(据置 6 ヶ月)から 7 年(据置 1 年)に、設備資金では 7 年(据置 6 ヶ月)から 10 年(据置 2 年)にそれぞれ拡充。
- (4) 日本企業が行う海外事業を支援するため、国際協力銀行（JBIC）が 3 兆円相当の融資・保証を追加実施。
- (5) 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）において、取引先が倒産した場合の共済金貸付とは別に、共済契約者が掛金納付の月数に応じて利用できる「一時貸付金」の金利を、1.5%から 0.5%に引き下げ。

### 3. 事業の前倒し執行

公共事業等に係る平成 21 年度当初予算の上半期の契約率については、特別な事情を除き、入札改革の進展も勘案し、実質的に過去最高の水準の前倒しである 8 割を目指す。



## ・成長戦略「未来への投資」

### 1. 低炭素社会

国内クレジット制度を活用した中小企業等における省エネ設備等の導入促進。

機関誌「ネクサス」1月号(565)「排出量取引の国内市場実験・国内クレジット制度の概要」を参照

### 2. 健康長寿・子育て

介護分野への就労を促進し、人手不足の解消を図るため、介護職員の処遇改善・スキルアップの取り組みを行う事業者に対し、本年10月分から、1人当たり平均月額15,000円の給与引き上げに相当する金額を助成する(3年間)。また、入所者16万人分を目標に、介護施設・地域介護拠点を緊急に整備するため、助成金及び融資の実施(3年間)。

### 3. 先端技術開発・人材力強化・中小企業支援

- (1) ものづくり中小企業の有する基盤技術(金型、鋳造、鍛造、金属プレス加工、組込ソフトウェア、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成形加工、粉末冶金、溶射、動力伝達、熱処理、溶接、めっき、部材の結合、位置決め、切削加工、織染加工、高機能化学合成、発酵、真空の維持の20分野)の高度化に対する支援の強化。ものづくり中小企業の試作品開発から販路開拓に至るまでの支援。(次のページを参照。)
- (2) 欧米・アジア・中東などでの中小企業の販路の開拓、現地へのミッション派遣、海外見本市の出展、バイヤーとの商談会、百貨店などでの販売コーナー設置の実施。
- (3) 下請企業に過度の負担となっている取引実態是正のため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの活用、大都市以外の地域にて行う下請代金法説明会や弁護士無料相談会(地域巡回セミナー)の開催。
- (4) 官公需発注情報の一括検索システムの構築・運営、契約実績の詳細情報提供等。交付金の活用による地域中小企業への受注機会への配慮の要請、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約を推進しつつ、とりわけ地域企業の適切な評価等を推進。
- (5) 過剰な債務を軽減し、繰り延べするなど事業再生できる企業に対し、各県の中小企業再生支援協議会が経営強化対策を実施。
- (6) 空き店舗を活用した託児所の設置など、社会課題に対応する商店街の取り組みに対する支援の強化。

## ・税制改正

### 1. 中小企業の交際費課税の軽減

交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額を400万円から600万円に引き上げる。

### 2. 研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成21、22年度において税額控除できる限度額を時限的に引き上げるとともに、平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。

## ものづくり中小企業の製品開発等を支援します！

経済産業省では、4月10日に決定された「経済危機対策」に基づき、中小企業が行うものづくり基盤技術を使った試作品開発や販路開拓、作成した製品の公設試験研究機関を活用した実証等を支援するため「ものづくり中小企業製品開発等支援事業」(略称：ものづくり補助金)を創設した。

この補助事業の予算総額は572.6億円で、うち試作品開発等の支援に541.7億円、実証支援に30.9億円が計上されている。また本事業は、全国中央会及び都道府県中央会が管理の主体となっており、実施することとなっている。以下に、本事業の概要を紹介する。

### 事業目的

世界的な需要の急減速が、我が国の競争力の源泉である「ものづくり」中小企業に深刻な影響を与えている。現状を放置すると人材・技術基盤等の崩壊を招く恐れがある。よって、中小企業の技術力向上や人材育成の取り組みを支援し、国際競争力の強化を図る。

### 事業内容

#### 【試作品開発等支援】

ものづくり基盤技術( )を使った試作品開発から川下事業者等とのマッチングなど、販路開拓等の取り組みに対して補助金(2/3補助、2,000件程度を想定)により支援。

#### 【実証支援】

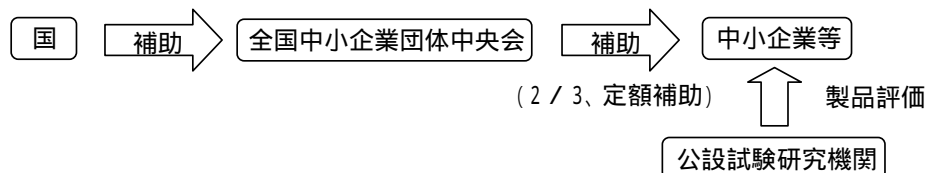
ものづくり基盤技術( )を使って作成した製品の、公設試験研究機関を活用した実証した際の、公設試験研究機関に支払った費用を補助金(定額、2,000件程度を想定)により支援。

「ものづくり基盤技術」とは、次の20分野を言う。

金型、鍛造、鋳造、金属プレス加工、組込みソフトウェア、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成形加工、粉末冶金、溶射、動力伝達、熱処理、溶接、めっき、部材の結合、位置決め、切削加工、織染加工、高機能化学合成、発酵、真空の維持

### 実施体制

申込み中小企業者は、各都道府県中央会を通じて申請書を提出する。都道府県中央会は、地域ブロック毎に組織される【地域ブロック協議会】に申請書を送付、ブロック協議会では申請書類の審査を行い、審査内容を全国中央会に通知し、全国中央会から補助金が交付される流れとなっている。なお、ブロック協議会では中央会を中心に、経済産業局及び各連携支援機関が中小企業者より提出された申請書の内容を審査することになっている。



### 公募受付・採択

第一回公募受付は、平成21年6月15日(月)～25日(木)まで。7月10日までに実施対象者を決定する。これ以降の募集については随時行い、各都道府県中央会を経由して申請を行う。

## 「いわて6次産業チャレンジ支援事業」の委託先募集

岩手県では、今年度、農林水産経営の高度化・安定化を図るとともに、新たな雇用を創出するため、いわて6次産業（1次産業において、生産(1次産業)だけでなく、加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)等も総合的に取り扱い、事業の付加価値を高める経営形態）チャレンジ支援事業を実施する。事業実施に当たっては、企画競争を行って契約候補者の選定をすることとしている。以下に募集要領の内容を紹介する。

### 事業内容

県内法人等が、新たな雇用によって展開しようとする、県産農林水産物の加工・流通分野等の新たな6次産業化の取り組みについて企画を募集し、雇用創出効果や期待される事業効果等が高いものを、県がモデル事業として選定、実施を委託する。（事業例（1）付加価値の高い新たな加工・販売ビジネス、（2）農産物・木材等の地産地消ビジネスの展開、（3）ネット販売・ケータリング等、新たな流通・販売ビジネス 等。）

### 応募要件（一部のみ）

（1）県内に事業場等を有する事業者で、新事業に取組み、モデル性があり波及効果の高い事業内容、（2）新規雇用する失業者が1人以上、雇用期間終期が平成22年3月1日以降、（3）新規雇用する失業者の人件費が全体事業費の1/2以上、（4）委託費は原則として1,000万円以下、（5）委託事業終了後も雇用を継続する計画であること、（6）財産取得の場合、50万円未満であること。

### 募集期間と手続き

第2回募集期間：平成21年6月1日～6月30日まで（事前相談期間は6月1日～6月19日）

応募方法：募集期間最終日の必着で、様式1・様式2の書類により企画提案書を提出する。

### 応募先・お問い合わせ先

岩手県農林水産部流通課 企画マーケティング担当 電話：019-629-5733 FAX：019-651-7172

## 高度化貸付の償還猶予措置の簡素化等について

（独）中小企業基盤整備機構は、現下の経済情勢に対応するため、平成21年4月20日付けで下記の措置を講じることとし、都道府県と協力して高度化事業の約定償還が困難な貸付先の資金繰りを支援することとした。以下に概要を紹介する。

### 1. 経済の悪化の影響を受けている貸付先に対する償還猶予の対応

- （1）今回の経済の悪化により影響を受けている貸付先（1）に対して、災害その他特別な事情がある場合と同様の猶予措置を講じることとする。
- （2）償還猶予に係る当機構と都道府県の間の手続きを簡素化する。
- （3）実施期間は、平成22年3月までとする。

1：最近3カ月間の平均売上高・平均売上総利益率・平均営業利益率が前年同月比マイナス3%以上の場合

### 2. 複数年度猶予の対応

- （1）複数年（3年以内）猶予を適用中の貸付先に対し、猶予期間中の再猶予を可能とする。
- （2）複数年猶予の適用にあたり作成が必要な経営改善計画（2）の計画期間を、最長5年間（平成20年11月改定の金融検査マニュアルに対応）まで可能とする。（3）

2： 公的資金である本貸付金の償還確実性を確認する観点から、貸付先は都道府県に対し、経営改善計画書の提出が必要。 貸付先が経営改善計画を作成する際は、都道府県が作成を支援する他、同機構、中小企業支援機関も支援する。 3： 償還猶予期間は、現行どおり3年以内を限度とする。

本件に関するお問い合わせは、（独）中小企業基盤整備機構 高度化事業管理課 :03-5470-1536 まで。



組織化動向 ~新しく設立された組合の紹介~

<b>I K G 協同組合</b> 県北地区の露天商が共同化。 当地区の露天商は地域の祭典等の盛り上げ役として貢献してきた。この度、自らの経済的地位向上のため発起人らにより事業協同組合を設立した。	<b>創立総会</b>	平成 21 年 4 月 15 日
	<b>地 区</b>	二戸郡一戸町の区域
	<b>事 業</b>	組合員の取り扱う商品、副資材、消耗品等の共同購買 組合員のためにする販売促進事業 組合員のためにする員外業者との出店場所等の調整 組合員のためにする出店場所管理者との調整 教育情報提供事業 福利厚生、付帯事業

~ 会 員 情 報 ~

<b>北上山地家具製作協同組合</b> 創作仏壇の試作	<b>北上市十字路商店街振興組合連合会</b> 恒例の出前寄席で賑わい創出	<b>はなまきカード協同組合</b> I T で商店街を活性化
同組合（千葉和夫理事長）では地元遠野のケヤキと南部鉄器等の飾り金具を使用した創作仏壇を試作、国の事業を利用し首都圏 P R 等の取り組みを強化する。	同連合会（小野寺勉会長）では恒例となった「お江戸『本牧亭』出前寄席」を開始、5 年目を迎える当寄席の出足は好調で、商店街の賑わい創出に貢献した。	同組合（千田いづみ理事長）では、商店街の魅力発信や活動への関心を深めてもらおうと、組合独自のホームページやブログを発信、内容の充実を図っている。
<b>協同組合ジョイ</b> 「ENJOY 商品券」を発売	<b>おおはさま共通商品券協同組合</b> 賑わいステーションをオープン	<b>盛岡大通商店街協同組合</b> 生活応援割増商品券の発売
同組合（玉山哲理事長）では 5 月 13 日から ENJOY 商品券を販売、5,000 円で 5,500 円分利用できる。発売を記念したポイント 3 倍セールも行われた。	同組合（松本祐孝理事長）では空き店舗を利用した休憩施設のオープンに伴い、施設の管理を担うこととなった。荷物預かりサービスや自転車等の無料貸出を行う。	同組合（吉田莞爾理事長）では定額給付金の給付記念として割増商品券を販売、10,000 円で 11,000 円分利用できる。組合加盟の 63 店舗で利用可能。

~ 先進組合事例の紹介 ~

全国中央会作成の組合事例集「先進組合事例抄録」から、特徴ある活動を行っている組合を紹介します。

滋賀県扇子工業協同組合					
所在地	〒520-1217 高島市安曇川町田中 97-1			設 立	昭和 50 年 1 月
出 資 金	24,470 千円	電 話 番 号	0740-32-1580	F A X	0740-32-3340
組 合 員 数	23 人	主 な 業 種	扇骨製造業	組 織 形 態	産地組合
道の駅「藤樹の里あどがわ」に併設した扇子の常設展示販売場と実演・体験工房を活用した事業展開。					
<b>背景と目的</b> 高島扇子の生産量はピーク時年間 1,330 万本に達したものの、現在は年間 740 万本の生産量で推移、製造技術の海外流出し、大量生産の低コスト中国産扇骨に押される厳しい状況下にある。					
<b>事業・活動の内容</b> 町・商工会・商工業者・住民参加の地域資源調査委員会が調査の結果、道の駅を核施設とした扇骨・扇子文化を発信する事業を展開、観光振興・地域振興を絡めて進め地域全体の活動に。					
<b>成 果</b> 地元産扇骨を利用したオリジナル扇子の体験工房等、伝統工芸品である高島扇子の需要の開拓を図り、扇骨の新用途開拓を積極的に推進できたこと等、地域活動の積極的展開に踏み込んだ契機となった。					



## 雇用保険法等の一部を改正する法律(厚生労働省)

雇用失業情勢の悪化の影響として、派遣労働者・契約社員の雇い止めなどの雇用調整の動きが拡大し、雇用保険制度のセーフティネット機能強化の必要があるとともに、安定した雇用に向けた施策の展開が課題となっている。今回、雇用保険法の一部改正の中でも特に中小企業に関連した改正は次のとおり。

短時間労働者の雇用保険適用基準の「1年以上の雇用見込み」を改め、「6ヶ月以上雇用見込み」に緩和。育児休業給付金と育児休業者職場復帰給付金の統合。

雇用保険料率の引き下げ（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正）。平成21年度の失業等給付に係る雇用保険料率を暫定的に0.4%引き下げる。

いずれも施行期日は、平成21年4月1日から。

本件に関するお問い合わせは、厚生労働省 雇用保険課企画係 : 03-5253-1111 または岩手労働局 : 019-604-3002 まで。

## 派遣元・派遣先が講ずべき措置指針の改正(厚生労働省)

厚生労働省は「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」「派遣先が講ずべき措置に関する指針」の改正を発表した。この改正は、労働者派遣契約の中途解除に伴う派遣労働者の解雇、雇い止め等に適切に対応するための改正であり、特に「派遣先」事業所に関しては、次の指針が示されている。

### 1. 派遣契約の解除の事前の申し入れ

派遣契約の解除を申し入れる場合、派遣先は、派遣会社の合意を得ることは勿論、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣会社に解除の申し入れを行うことが必要。

### 2. 派遣先における就業機会の確保

派遣先は、派遣先の関連会社での就業を斡旋する等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることが必要。

### 3. 損害賠償等に係る適切な措置

派遣労働者の新たな就業機会を確保できない場合、少なくとも中途解除により派遣会社に生じた損害の賠償を行うことが必要。

損害賠償については、例えば(1)派遣会社が派遣労働者を休業させる場合、休業手当に相当する額以上を賠償、(2)派遣先の予告がないため派遣会社が解雇予告できなかった場合、30日以上賃金に相当する額以上を賠償、(3)解雇予告の日から解雇までの期間が30日に満たない場合、解雇の30日前の日から解雇予告の日までの期間の日数分以上を賠償

なお、派遣契約の締結時に、派遣契約と上記2.～3.の事項を定める必要があるが、契約に定めが無くても、派遣先は措置を行う必要がある。

本件に関するお問い合わせは、厚生労働省 職業安定局需給調整事業課 : 03-3502-5227 または岩手労働局 : 019-604-3002 まで。

## 障害者雇用に関する「事業協同組合等算定特例」創設(厚生労働省)

4月1日、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部が施行され、障害者雇用に関する『事業協同組合等算定特例』が創設された。

同法律は、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、(1)中小企業に関する障害者雇用給付金の徴収等の対象範囲の拡大(施行:平成22年7月～及び平成27年4月～)、(2)中小企業が事業協同組合等を活用して共同で障害者を雇用する仕組み(事業協同組合等算定特例)の創設、(3)短時間労働に対応した雇用率制度の見直し(施行:平成22年7月～)等、施策の充実強化を図ったものである。

なお、同特例は、中小企業が事業協同組合等を活用して共同事業を行い、一定の要件を満たし、厚生労働大臣の認定を受けたものについて、当該組合等と組合員企業とをまとめて実雇用率を通算できるようになったものである。

本件に関するお問い合わせは、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部 : 03-3593-1173 まで。



## 平成 21 年度いわて企業力アップ講座の開講について(岩手県)

岩手県では、働きやすい職場環境の整備等を支援するため、企業等からの希望により講師を派遣する「いわて企業力アップ講座」を開講する。これは、少子高齢化や就業形態の多様化が急速に進行し、労働力不足が懸念される中、全ての労働者がその能力をより一層有効に発揮することができるよう、労働条件の確保・向上を図る重要性に鑑み、優秀な人材の確保や職場の活性化等、企業発展(企業力のアップ)に繋げるため開講するものである。以下に事業の対象等、要領の抜粋を紹介する。

- ・ 本講座の実施対象：企業及び企業等を構成員とする連合体等
- ・ 講師：希望するテーマに即した講師を選定の上、派遣する。
- ・ 実施時期：平成 21 年 6 月から平成 22 年 3 月までの希望する日時で調整する。
- ・ テーマの内容： 仕事と家庭の両立支援のための職場環境づくり、 機会均等な職場づくり、 パートタイム労働者が能力を発揮できる職場環境づくり、 労働条件と関係法令遵守
- ・ 実施場所：原則として申込みした企業等の施設内
- ・ 実施経費：無料(講師派遣に関する謝金、旅費は県で負担)
- ・ 実施方法：開催希望日の 1 ヶ月前までに、所定の申込書を窓口へ送付のこと。

本件に関するお問い合わせ・申込窓口は、岩手県商工労働観光部 雇用対策・労働室 : 019-629-5582  
FAX : 019-629-5589 mail : FA0039@pref.iwate.jp まで。

## 自動車関連人材育成等補助制度のご案内(岩手県)

岩手県では、自動車関連産業への参入を促進することを目的に、県内に工場や事業場を有している中小企業者が専門的・実践的な技術・知識の習得や、生産体制等の確立を図る事業を行う場合に、人件費・旅費等の経費の一部を補助する制度を発表した。補助の概要は次のとおりである。

1. 自動車関連先進企業等に自社の従業員を派遣して行う人材育成研修の一部補助  
対象経費：人件費(基本給相当額) 旅費(交通費等) 滞在費(宿泊料等)  
金額：補助対象経費の 1/2 以内で、1 企業あたり 100 万円以内
2. 自動車関連先進企業等から専門的知識・経験を有する技術指導者等の派遣を受ける場合の経費一部補助  
対象経費：人件費(謝金、賃金、給与等) 旅費(交通費等) 滞在費(宿泊料等)  
金額：補助対象経費の 1/2 以内で、1 企業あたり 100 万円以内

なお、募集期間は、平成 21 年 6 月 30 日(火)までとなっている。

本件に関するお問い合わせ・申込み先は、岩手県工業技術集積支援センター(北上市相去町 2-18 北上オフィスプラザ内) : 0197-71-2760 mail : CD0011@pref.iwate.jp まで。また、応募書類等は、岩手県庁のホームページ <http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=11778> からダウンロードできる。

## 特許出願に関する中小企業向け支援措置(特許庁)

特許庁では、特許出願に関する先行技術調査事業を開始すると発表した。この事業は、中小企業または個人の出願人からの依頼(その出願代理人からの依頼を含む)により、調査事業者が無料で先行技術調査を行い、調査の結果を依頼者に報告書として送付し、審査請求を行うか否かの参考にするための制度である。中小企業または個人が関係する共同出願の全てが利用可能の他、事業協同組合等も、その構成員が専ら中小企業・個人であれば利用できる。

利点として、(1) 調査報告書の内容に応じ、審査請求するか否かの判断が付き、審査請求料(20 万円)の差し控えによる節約が可能、(2) 当該事業を利用した後に審査請求を行った場合、出願の特許率が 10%程度向上、(3) 調査報告書は、早期審査に必要な事情説明書に代用できる等である。

依頼が可能な期間は、平成 22 年 2 月 26 日まで。但し、予算の都合で早期終了の場合もある。

本件に関するお問い合わせは、特許庁 普及支援課 中小企業等支援企画班 : 03-3581-1101(内線 2145) まで。



## 情報連絡員レポート

### 景況感は依然として停滞(平成21年4月)

#### 全体の概要

4月は、前月と比べてわずかに上昇したものの、在庫調整の進展による生産の下げ止まりが見られ減産体制は続いている。依然として売上・受注が停滞しており、過去の不況時を下回る低水準。

また、消費者の低価格志向も強くなり、販売価格も低下傾向にある。景況は、輸出の減少と内需の低迷による受注減、売上不振から先行きに不安を抱いており、依然として停滞を続けている。

#### 主な業界及び地域組合等の動向

##### パン製造業

政府発表の外麦価格が下がった。しかし、内麦価格は大幅な値上げになる模様である。

##### 漬物製造業

量販店の売上げは引続き低落傾向で売上げに結びつかない状態である。

##### 菓子製造業

売上げの低下傾向に歯止めがかからず、進物・贈答関係が非常に落込んでいる。

##### 一般製材業

製材品注文が大幅に減少、機械の操業も低くならざるを得ない。価格の低下と併せ伐採活動も低下、木材産業全体が非常に厳しい状況。

##### 一般製材業

先の需要動向つかめず暗闇の手探り状態。先行き判断できず、物件対応分のみの売買になってきた。

##### チップ製造業

チップ工場は大幅な出荷規制のため、在庫過多で原木の入荷規制を行なっている。

##### 金属製品製造業

若干ではあるが、発注UPの兆しあり。4月までの底打ち願う。

##### 一般機械器具製造業

受注量が減少した状況が続いているが、若干増加傾向にある。

##### 酒・調味料小売業

県内市場の景況は依然厳しい状況。一般酒販店と量販店との格差がますます開くばかり。

##### 各種商品小売業

来店客数は確保しているものの、客単価の落ち込み目立ち、売上低下にブレーキかからず。

##### 野菜・果物小売業

消費動向の冷え込みと販売価格の低迷、収益につながらない。

##### 商店街(盛岡市)

定額給付金の開始にあわせ、割増商品券の販売やソフト事業展開で活力につなげたい。

##### 自動車整備業

仕事量の減少に歯止めがかからない状況。

##### 飯金工事業

元請業者の価格競争が一段と激しく、あらゆる面からコスト削減の努力をしている状況。

##### 土木工事業

官公需、民需共に大幅に減少、依然として悪化の状況。

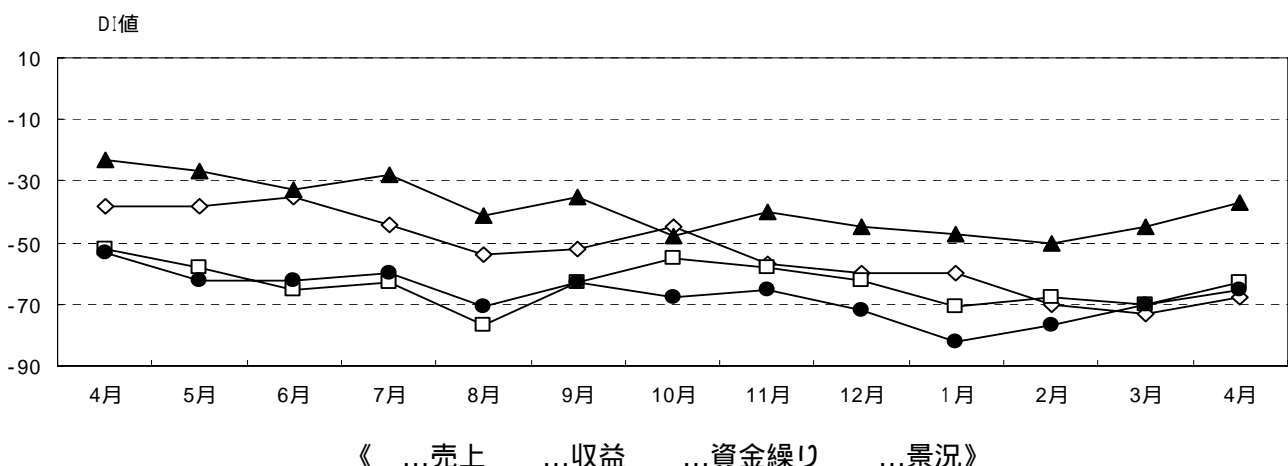
##### 倉庫業

各社ともコスト削減に努めていると思われ、全体として物量は減少している。




##### 一般乗用旅客自動車運送業

不況の影響による客離れが常態化している。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比DIの推移グラフ(H20年4月~H21年4月)



平成 21 年 春の叙勲と褒章 ~ 栄えある受章おめでとうございます ~

 旭日双光章	谷地 忠一 氏	山形村木炭多用途生産企業組合 理事長
	吉田 幸一 氏	岩手県印刷工業組合 理事長
 黄綬褒章	大沢 孫藏 氏	岩手県アパレル協同組合 元理事長
 瑞宝小綬章	佐々木孝太郎 氏	岩手県中小企業団体中央会 元専務理事

平成 21 年度 地区別懇談会開催日程のご案内

組合代表者と中央会との地区別懇談会を下記日程にて開催致します。懇談会での意見要望は、本年 11 月に千葉県幕張メッセで開催される第 61 回中小企業団体全国大会の議案として提出するほか、行政への陳情や本会支援事業に反映されることとなります。多数のご参加をお願いいたします（担当：本会市場開発部）。

	日 時	開催地区	懇談会	懇親会	会場	TEL
1	6月 9日(火)	奥州	15:00	17:00	水沢サンパレスホテル	0197-25-4311
2	6月10日(水)	一関	10:00	-	ベリーノホテル一関	0191-23-1000
3	6月10日(水)	釜石	15:00	17:10	釜石ベイシティホテル	0193-22-6611
4	6月11日(木)	大船渡	10:00	-	大船渡プラザホテル	0192-26-3131
5	6月22日(月)	久慈	15:00	17:00	久慈グランドホテル	0194-52-2222
6	6月23日(火)	宮古	15:00	17:00	ホテル沢田屋	0193-62-7711
7	6月25日(木)	盛岡(工業)	13:30	-	岩手県民会館	019-624-1171
8	6月26日(金)	北上	15:00	17:00	ホテルシティプラザ北上	0197-64-0001
9	6月29日(月)	花巻	13:30	-	ホテルグランシェール花巻	0198-22-7777
10	7月 1日(水)	二戸	13:30	-	二戸パークホテル	0195-23-5151
11	7月 3日(金)	盛岡(商業)	15:00	17:00	ホテル東日本	019-625-2131

主要日誌 (5月1日~5月31日)

中央会主催事業

5/13 中央会第54回通常総会

5/25 ものづくり中小企業支援説明会

関係機関・団体主催行事への出席等

5/ 8 岩手県自衛隊退職者雇用協議会役員会

5/13 ものづくり中小企業支援施策説明会

地域活性化支援事業審査委員会

5/20 岩手県生活衛生営業指導センター理事会

5/21 クリーンいわて事業団評議員会

宮古市産業支援フォーラム

5/25 (財)岩手経済研究所評議員会

5/26 県立高等学校長期構想検討委員会

5/27 岩手県共同募金会評議員会

5/28 盛岡市勤労者福祉サービスセンター評議員会